【専門医認定医制度審議会】専門医受験申請条件である【研修歴の 2/5 に換算による救済 措置】終了について

各位

2020 年 12 月末日をもちまして、専門医受験申請条件である【研修歴の 2/5 に換算による救済措置】が終了いたしました。

2021年1月以降、研修施設・研修関連施設および施設群連携施設にご在籍でない専攻医(認定医)の先生は、研修歴のカウントができなくなりますので、十分ご注意いただきますようお願いいたします。

専門医認定医制度審議会 委員長 上妻 謙

研修施設・研修関連施設および施設群連携施設に在籍でない専攻医(認定医)の研修歴を カウントするためには

心血管カテーテル治療専門医資格取得を目指す認定医(専攻医)は、研修施設群制度連携施設申請を行い、基幹施設(研修施設)と構成を行うことにより受験条件である研修歴と研修カリキュラムに基づく指導を継続していただくことで、研修歴がカウントできます。

【申請条件】

・研修施設・研修関連施設以外の施設で専攻医(認定医)が在籍していること ※研修施設・研修関連施設に認定されている施設に在籍の場合は、自施設の指導医より専 門医受験条件である研修を指導いただけるため申請不要です。

【研修施設・研修関連施設より専門医不在による施設認定が失効した場合】 施設代表医が不在となった日より施設認定失効期間に入ります。施設認定が失効している 期間は、研修施設群連携施設即時申請を行うことができます。

お問い合わせ先

CVIT 事務局

senmoni@cvit.jp